

後期高齢者医療制度のご案内

○後期高齢者医療制度のしくみ

都道府県単位で設置されている後期高齢者医療広域連合が主体となり、「保険料の賦課、医療を受けたときの給付、資格確認書または資格情報のお知らせの交付」などを行います。

市は、「保険料の徴収、申請や届出の受付、資格確認書または資格情報のお知らせの引き渡し」などの窓口業務を行います。

○対象となる方（被保険者）

- ・ 75 歳以上の方
 - ・ 65 ～ 74 歳で一定程度の障がいがある方（市窓口へ申請し、長野県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方）
- ※これまで国保の被保険者だった方や、会社の健康保険、船員保険、共済組合などの被保険者・被扶養者だった方も、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

○医療機関にかかるとき

医療機関の窓口で支払う一部負担金の割合は、前年の所得を基に 1 割、2 割または 3 割と判定されます。

区 分		
3 割	現役並みの所得者	住民税課税標準額が 145 万円以上の方および同一世帯の方
2 割	一般	一般Ⅱ 「住民税課税標準額 28 万円以上 145 万円未満」かつ 「年金収入＋その他合計所得額が 200 万円以上」
		一般Ⅰ 住民税課税標準額が 28 万円未満
1 割	市民税 非課税世帯	区分Ⅱ 同一世帯全員が住民税非課税
		区分Ⅰ 「同一世帯全員が住民税非課税」かつ「一定の基準に該当される場合」

○医療費が高額になったとき

1 ヶ月の医療費の自己負担額が下記の限度額を超えた場合、限度額を超えた分が後日高額医療費として支給されます。該当された方には、申請のお知らせを送付します。（初回のみ申請必要）

区 分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
3 割	現役並みの 所得者	課税標準額 690 万円以上	252,600 円＋（医療費－842,000 円）×1%
		課税標準額 380 万円以上 690 万円未満	167,400 円＋（医療費－558,000 円）×1%
		課税標準額 145 万円以上 380 万円未満	80,100 円＋（医療費－267,000 円）×1%
2 割	一般	一般Ⅱ	18,000 円
		一般Ⅰ	
1 割	市民税 非課税世帯	区分Ⅱ	8,000 円
		区分Ⅰ	8,000 円

お問い合わせ先：市民課 国保年金係 ☎22 - 2111（内線 304・296）

タクシー利用助成（通院費等助成券）のご案内

通院・買物等外出時に利用したタクシー料金の一部を助成します。

内容	タクシーの利用 1 回につき、片道料金の 2 分の 1 の額（上限 900 円）を助成します。 （助成券 1 枚につき上限 900 円）
対象者	・ 70 歳以上の独り暮らしで市民税非課税の方。 「独り暮らし高齢者台帳」の登録をしていただく必要があります。
	・ 70 歳以上の高齢者のみで市民税非課税世帯の世帯主。 「高齢者のみ世帯台帳」を提出していただく必要があります。
	・ 65 歳以上で、要介護 3・4・5 と認定された、市民税非課税の方。 高齢者支援課にて申込みが必要です。
	・ 重度身体障がい者の方。福祉課にて申込みが必要です。 ①身体障害者手帳 1 級 ②視覚、下肢、体幹機能障害 2 級 所持者

指定業者は助成券に掲載されていますのでご確認ください。

お問い合わせ先：☎22 - 2111 高齢者支援課 長寿福祉係（内線 243）福祉課 障がい福祉係（内線 295）